

KIDSNA シッター利用規約 改定対照表

(2026 年 9 月 9 日改訂予定)

※ 改訂列の赤字部分が今回の変更箇所です。

※ 変更のない項・号は、冒頭のみを記載し「（現行のまま）」「（改定なし）」等と付記しています。

※ 条番号・項番号は、それぞれの版における番号を記載しています。

I. KIDSNA シッター利用規約（本体）

現行	改訂
本サービス利用にあたっての重要事項説明	
・ シッティングサービス契約は、シッティングサービスを受けるユーザー（依頼者）とシッターの間で成立します。当社はシッティングサービス契約の当事者ではありません。このため、シッティングに関して生じた紛争等については、依頼者及びシッター間で解決いただきます。（利用規約 1 条 2 項、6 条 5 項） ・ シッティングの申込み等を本サービス上のメッセージツールで行うことができますが、当社は、本サービスの適正な運営、管理のために必要と判断する場合には、メッセージツールの内容等を確認することがあります。（利用規約 6 条 2 項） ・ 初めて依頼するシッターに対しては、初回のシッティングサービスに先立って、面談をしていただく必要があります。面談したもののシッティングサービス契約は締結されないこともあります。（利用規約 5 条 8 項、6 条 3 項） ・ シッティングサービス契約成立後のキャンセルには、依頼者からのキャンセルの場合は利用規約 6 条 6 項に従いキャンセル料及び当社手数料が、シッターからのキャンセルの場合は利用規約 6 条 9 項に従い罰則金が、それぞれかかることがあります。 ・ 本サービスを介さず直接依頼者とシッター間で契約締結・報酬授受をする行為（損賠賠償に加え、30 万円の違約罰の対象になります。） （その他の記載は改定なし）	・ シッティングサービス契約は、シッティングサービスを受けるユーザー（依頼者）とシッターの間で成立します。当社はシッティングサービス契約の当事者ではありません。このため、シッティングに関して生じた紛争等については、依頼者及びシッター間で解決いただきます。（利用規約 1 条 2 項、6 条 8 項） ・ シッティングサービス契約は、依頼者が本サービス上で予約申込みを行い、シッターが本サービス上の所定の操作により承諾し、予約が確定した時点で成立します。メッセージツール上のやり取りは契約の成立を構成しません（利用規約 6 条 2 項、3 項）。当社は、本サービスの適正な運営、管理のために必要と判断する場合には、メッセージツールの内容等を確認することがあります。（利用規約 6 条 5 項） ・ 初めて依頼するシッターに対しては、初回のシッティングサービスに先立って、面談をしていただく必要があります。面談したもののシッティングサービス契約は締結されないこともあります。（利用規約 5 条 11 項、6 条 6 項） ・ シッティングサービス契約成立後のキャンセルには、依頼者からのキャンセルの場合は利用規約 6 条 9 項に従いキャンセル料及び当社手数料が、シッターからのキャンセルの場合は利用規約 6 条 15 項に従い罰則金が、それぞれかかることがあります。 ・ 本サービスを介さず直接依頼者とシッター間で契約締結・報酬授受をする行為（損害賠償に加え、30 万円の違約罰の対象になります。） （その他の記載は現行のまま） <変更点> ・ 契約成立時点の明確化（第 6 条の改定）に伴い、メッセージツールに関する説明を「本サービス上の予約確定時に契約が成立し、メッセージツール上のやり取りは契約の成立を構成しない」旨に書き換え ・ 引用条項の修正：「6 条 5 項」→「6 条 8 項」、「6 条 2 項」→「6 条 2 項、3 項」及び「6 条 5 項」、「5 条 8 項」→「5 条 11 項」、「6 条 3 項」→「6 条 6 項」、「6 条 6 項」→「6 条 9 項」、「6 条 9 項」→「6 条 15 項」 ・ 誤記修正：「損賠賠償」→「損害賠償」
第 3 条（本サービスの内容）第 3 項	
3. 当社は、シッターと依頼者との間でシッティングサービス契約が締結された場合（第 6 条第 6 項に基づきキャンセル料が生じる場合を含みます。）には、第 6 条及び第 7 条に従い、依頼者とシッターから、それぞれシッティングサービス利用料又はキャンセル料のうち所定額を本サービスの対価であるサービス手数料として受領するものとします。	3. 当社は、シッターと依頼者との間でシッティングサービス契約が締結された場合（第 6 条第 9 項に基づきキャンセル料が生じる場合を含みます。）には、第 6 条及び第 7 条に従い、依頼者とシッターから、それぞれシッティングサービス利用料又はキャンセル料のうち所定額を本サービスの対価であるサービス手数料として受領するものとします。 <変更点> ・ 第 6 条の項番号繰り下げに伴う引用条項の修正（第 6 条第 6 項→第 6 条第 9 項）

現行	改訂
第4条（登録）第7項第14号	
⑭ 依頼者や子供に危害や危険を及ぼす可能性のあるシッターだと判断した場合（第9条第18号に定める行為を含みますが、これらに限られません。）	⑭ 依頼者や子供に危害や危険を及ぼす可能性のあるシッターだと判断した場合（第9条第4項第18号に定める行為を含みますが、これらに限られません。） <変更点> 引用条項の正確化（禁止行為の各号は第9条第4項各号であるため、「第9条第18号」→「第9条第4項第18号」）
第4条（登録）第8項	
8. ユーザーは、…（中略）…ユーザーは、アカウント等の不正使用によって、当社、アプリストア運営者（第12条第3項第3号に定義します。）又は第三者（他のユーザーを含み、以下同様とします。）に損害が生じた場合、当社、アプリストア運営者又は第三者に対してその損害を賠償するものとします。（以下略）	8. ユーザーは、…（中略）…ユーザーは、アカウント等の不正使用によって、当社、アプリストア運営者（第13条第3項第3号に定義します。）又は第三者（他のユーザーを含み、以下同様とします。）に損害が生じた場合、当社、アプリストア運営者又は第三者に対してその損害を賠償するものとします。（以下略） <変更点> 引用条項の誤記修正（「アプリストア運営者」の定義は第13条第3項第3号に置かれているため、第12条→第13条）
第5条（シッティングサービス）第2項	
2. シッターは、本条第8項の面談の際その他依頼者から求められた際には、自らの氏名、住所及び連絡先を依頼者に伝えとともに、以下の文書を保護者に対して呈示するものとします。 （各号は現行のまま）	2. シッターは、本条第11項の面談の際その他依頼者から求められた際には、自らの氏名、住所及び連絡先を依頼者に伝えとともに、以下の文書を保護者に対して呈示するものとします。 （各号は現行のまま） <変更点> 本条に第8項～第10項を新設したことに伴う引用の修正（本条第8項→本条第11項）
第5条（シッティングサービス）第7項～第11項（子供の引き渡し）	
（第1項～第6項は改定なし） 7. シッティングサービスの提供にあたっての子供の引き渡しについては、必ず、依頼者又は成人の緊急連絡先登録者、保育園関係者等を通じて行われるものとし、これらの者が不在の場合は、引き渡しを行うことはできません。 （第8項～第10項に相当する規定なし） 8. 依頼者は、初めて依頼するシッターに対しては初回のシッティングサービスに先立って、面談を依頼・実施した後、シッティングの提供を受けるものとします。	（第1項～第6項は現行のまま） 7. シッティングサービスの提供にあたっての子供の引き渡しについては、必ず、依頼者又は依頼者から子供の引き渡しの権限を与えられた成人の者（緊急連絡先登録者、保育園関係者等を含みます。）を通じて行われるものとし、これらの者が不在の場合は、引き渡しを行うことはできません。 8. 前項の規定にかかわらず、子供の引き渡し時点で子供が10歳以上である場合は、以下の条件をすべて満たすときに限り、前項に定める成人の者の立会いなくシッティングサービスを開始することができるものとします。 ① 当該シッティングサービスが依頼者の自宅において行われるものであること ② シッティングサービスの開始時に当該子供が依頼者の自宅に在宅していること ③ 当該子供に関する予約が、同一のシッターによる2回目以降のシッティングサービスであること 9. 前項に基づきシッティングサービスを開始した場合であっても、依頼者は、シッティングサービスの終了時における子供の引き渡しについて、第7項に定める成人の者を通じて行うものとします。 10. 第8項の条件を満たすことについては、依頼者がその責任において確認するものとし、シッターは、シッティングサービスの開始時に第8項各号の条件が満たされていないと認めたときは、シッティングサービスを開始しないことができます。この場合において、シッターがシッティングサービス

現行	改訂
	を開始しなかったことにより依頼者に生じた損害について、シッター及び当社は責任を負わないものとします。 11. 依頼者は、初めて依頼するシッターに対しては初回のシッティングサービスに先立って、面談を依頼・実施した後、シッティングの提供を受けるものとします。（現行第8項のまま） ＜変更点＞ - 第7項 引き渡しの相手方を「成人の緊急連絡先登録者、保育園関係者等」から「依頼者から子供の引き渡しの権限を与えられた成人の者（緊急連絡先登録者、保育園関係者等を含む）」に整理し、権限付与を要件として明確化 - 第8項（新設） 子供が10歳以上である場合の例外として、①依頼者の自宅での実施、②開始時の在宅、③同一シッターによる2回目以降の予約、の3要件をすべて満たすときに限り、成人の立会いなくサービスを開始できることを規定 - 第9項（新設） 上記例外により開始した場合であっても、終了時の引き渡しは第7項の成人の者を通じて行うことを規定 - 第10項（新設） 第8項の要件充足の確認責任は依頼者が負うこと、及びシッターが要件不充足と認めたときはサービスを開始しないことができ、その場合の損害についてシッター及び当社が責任を負わないことを規定 - 第11項 現行第8項を項番号のみ繰り下げ（内容は現行のまま）
第6条（シッティングサービス契約）	
1. 依頼者がシッターからシッティングサービスの提供を受ける場合は、依頼者及びシッターの間で、シッティングサービス契約を締結するものとします。 2. シッティングサービス契約は、依頼者が、本サービス上で所定の必要事項を入力の上、シッティングサービス契約の申し込みを行い、シッターが、当該申込みを承諾した時点で締結されるものとします。依頼者及びシッターは、かかる申込み及び承諾を、本サービス上のメッセージツールを用いて行うことができます。なお、メッセージツールは、依頼者とシッターとの間でシッティングサービスの利用及び提供のために必要な連絡をする目的で提供されるものであり、ユーザーは、当社が本サービスの適正な運営、管理のために必要と判断する場合には、ユーザーの事前の承諾なくメッセージツールの内容等を確認することがあることを承諾します。 3. シッティングサービス契約締結前の依頼者及びシッターは、第5条第8項の面談を行った上で、シッティングサービス契約を締結するか否かをそれぞれ自由に判断することができるものとし、面談の実施はシッティングサービス契約の締結を約束するものではありません。 4. シッティングサービス契約締結後においても、依頼者は、シッティングサービスの提供を受けるか否かを自由に判断することができるものとします。（以下略） 5. 依頼者及びシッターは、自らの責任においてシッティングサービス契約を締結するものとし、…（中略）…ただし、依頼者及びシッターは、両当事者間で発生した紛争について、必要に応じて第21条に記載される問い合わせ先への相談を行うことができるものとし、…（以下略） 6. シッティングサービス契約成立後、依頼者が当該契約をキャンセルする場合、以下のキャンセル料を以下に規定する方法で支払うものとします。依頼者は、キャンセル料に加え、キャンセル料の20%相当額（別途消費税）を当社にサービス手数料として支払うものとします。なお、以下各号において、キャンセルの連絡時点は、本サービス上のキャンセル通知機能その他の適切な方法により依頼者がシッターに対して	1. 依頼者がシッターからシッティングサービスの提供を受ける場合は、依頼者及びシッターの間で、シッティングサービス契約を締結するものとします。（現行のまま） 2. シッティングサービス契約は、次のいずれかの手順を経て成立するものとします。 ① 依頼者が、本サービス上で所定の必要事項を入力の上、シッティングサービス契約の申し込みを行い、シッターが、本サービス上の所定の操作により当該予約申込みに対してシッティングサービスの内容及び利用料等の見積もりを提示し、依頼者が、本サービス上の所定の操作により、当該見積もりを承認したとき ② 依頼者が、本サービス上で所定の必要事項を入力の上、シッティングサービスの予約申込みを行い、シッターが、本サービス上の所定の操作により、見積りの提示を省略して当該予約申込みを承諾したとき 3. シッティングサービス契約は、前項第1号の場合は依頼者の承認操作が、前項第2号の場合はシッターの承諾操作が、それぞれ当社のサーバーに記録された時点（以下「予約確定時」という。）をもって成立するものとします。メッセージツールその他の方法による事前のやり取りは、シッティングサービス契約の申込み又は承諾を構成しないものとします。 4. 前項の規定にかかわらず、依頼者及びシッターは、予約確定前において、本サービス上のメッセージツールを用いて、シッティングサービスの内容、日時その他の条件について協議することができます。ただし、当該協議は、シッティングサービス契約の申込み又は承諾を構成するものではありません。 5. メッセージツールは、依頼者とシッターとの間でシッティングサービスの利用及び提供のために必要な連絡をする目的で提供されるものであり、ユーザーは、当社が本サービスの適正な運営、管理のために必要と判断する場合には、ユーザーの事前の承諾なくメッセージツールの内容等を確認することがあることを承諾します。（現行第2項なお書きを独立の

現行	改訂
キャンセルの意思を通知した時点とします。 ① シッティングサービスの提供予定日から起算して前々日の 19 時までにはキャンセルの連絡をする場合は無料 ② シッティングサービスの提供予定日から起算して前々日 19 時以降前日 19 時までにはキャンセルの連絡をする場合は、シッティングサービス契約で定められたシッティングサービス利用料の 50% ③ シッティングサービスの提供予定日から起算して前日 19 時までにはキャンセルの連絡がなかった場合は、シッティングサービス契約で定められたシッティングサービス利用料の 100%。なお、開始予定日時から起算して 2 時間前までにキャンセルの連絡がなされなかった場合については、予約確定時に申請のあった交通費を上記キャンセル代に加算するものとします。 (立替費用の精算に関する規定なし) 7. 前項に基づきキャンセル料が発生する場合における支払方法として、依頼者は、当社（当社が支払処理・受領権限を決議代行会社等へ委託した場合は、その委託先）に対し、キャンセルが確定した時点において、前項に定められたキャンセル料に、依頼者が当社に対して支払うべきサービス手数料であるキャンセル料の 20%相当額の合計額を事前に登録したクレジットカードで支払うものとします。 8. 当社は、毎月末日までに前項に基づき依頼者から受領した金額から、依頼者が当社に対して支払うべきサービス手数料としてキャンセル料の 20%相当額を受領し、また、当該受領後の残額からシッターが当社に対して支払うべき紹介手数料としてキャンセル料の 8%相当額を受領します。（以下略） 9. シッティングサービス契約成立後、シッターが当該契約をキャンセルする場合、当社が定める酌量すべきケースを除き、以下の罰則金を以下に規定する方法で支払うものとします。また、キャンセル回数が一定期間に当社が定める回数を超えた場合又は支払期限までに罰則金の支払がなされない場合、当該シッターの登録を削除します。なお、以下各号において、キャンセルの連絡時点は、本サービス上のキャンセル通知機能その他の適切な方法によりシッターが依頼者に対してキャンセルの意思を通知した時点とします。 ① シッティングサービスの提供開始予定日から起算して前々日の 19 時までにはキャンセルの連絡をした場合は、無料 ② シッティングサービスの提供開始予定日から起算して前々日の 19 時以降前日 19 時までにはキャンセルの連絡をした場合は、5000 円 ③ シッティングサービスの提供開始予定日から起算して前日 19 時以降シッティングサービス提供開始予定時刻までにキャンセルの連絡をした場合は、10000 円 ④ シッティングサービスの提供開始予定時刻までに連絡なくキャンセルする場合（その後にキャンセルの連絡があったか否かを問いません）は、30000 円 10. 前項に基づき罰則金が発生する場合において、当社はキャンセル確定後シッターに対して罰則金の請求書を発行し、シッターは請求書の受領後 3 営業日以内に請求書の記載に従い罰則金を当社が指定する口座に振り込むものとします。振込手数料はシッターの負担とします。 11. 第 7 条第 4 項から第 10 項までの規定は本条に準用するものとします。	項に) 6. シッティングサービス契約締結前の依頼者及びシッターは、第 5 条第 11 項の面談を行った上で、シッティングサービス契約を締結するか否かをそれぞれ自由に判断することができるものとし、面談の実施はシッティングサービス契約の締結を約束するものではありません。 7. シッティングサービス契約締結後においても、依頼者は、シッティングサービスの提供を受けるか否かを自由に判断することができるものとします。（現行第 4 項のまま） 8. 依頼者及びシッターは、自らの責任においてシッティングサービス契約を締結するものとし、…（中略）…ただし、依頼者及びシッターは、両当事者間で発生した紛争について、必要に応じて第 22 条に記載される問い合わせ先への相談を行うことができるものとし、…（以下現行のまま） 9. シッティングサービス契約成立後、依頼者が当該契約をキャンセルする場合、以下のキャンセル料を以下に規定する方法で支払うものとします。依頼者は、キャンセル料に加え、キャンセル料の 20%相当額（別途消費税）を当社にサービス手数料として支払うものとします。なお、以下各号において、キャンセルの連絡時点は、依頼者が本サービス上のキャンセル機能を用いてキャンセル手続を完了し、当社のサーバーに当該手続の完了が記録された時刻をもって、依頼者がシッターに対してキャンセルの意思を通知した時点とします。ただし、本サービスのシステム障害その他依頼者の責めに帰することができない事由により本サービス上のキャンセル機能を利用できない場合は、依頼者は、当社所定の問い合わせ先に連絡する方法によりキャンセルの意思を通知することができるものとし、この場合のキャンセルの連絡時点は、当社が当該連絡を受領した時点とします。 ① シッティングサービスの提供開始予定日から起算して前々日の 19 時より前にキャンセルの連絡をする場合は無料 ② シッティングサービスの提供開始予定日から起算して前々日 19 時以降前日 19 時より前にキャンセルの連絡をする場合は、シッティングサービス契約で定められたシッティングサービス利用料の 50% ③ シッティングサービスの提供開始予定日から起算して前日 19 時以降キャンセルの連絡をした場合（キャンセルの連絡がなかった場合を含みます。）は、シッティングサービス契約で定められたシッティングサービス利用料の 100%。なお、提供開始予定日時から起算して 2 時間前までにキャンセルの連絡がなされなかった場合については、予約確定時に申請のあった交通費を上記キャンセル料に加算するものとします。 10. 前項の規定に加え、シッターがシッティングサービスの提供に関連して事前に立て替える費用（入場券、チケットその他の実費をいいます。以下「立替経費」といいます。）がある場合であって、当該立替経費が見積もりにおいて提示され、依頼者が当該見積もりの内容を確認のうえ予約を確定したときは、依頼者は、当該シッティングサービス契約をキャンセルした場合、前項に定めるキャンセル料に加え、当該立替経費を負担するものとします。 11. 前項の立替経費の精算は、以下の手順により行うものとします。 ① シッターは、キャンセルの連絡を受けた後、本サービス上の所定の操作により、立替経費の金額及びその根拠となる資料（領収書、購入履歴等のスクリーンショットその他の証憑をいいます。）を入力します。 ② 依頼者は、本サービス上でシッターが入力した立替経

現行	改訂
	費の金額及び根拠資料を確認の上、所定の決済操作を行うことにより、立替経費を支払うものとします。 ③ 前号の決済操作が完了した時点をもって、当該キャンセルに係る立替経費の精算が完了するものとします。立替経費の金額が0円の場合は、本項の手続を要しません。 12. 前二項に定める立替経費は、第9項各号に定めるキャンセル料の区分にかかわらず、キャンセルの時期を問わず依頼者が全額を負担するものとします。ただし、シッターが立替経費に係る根拠資料を提示しない場合又は依頼者が立替経費の金額に疑義がある場合は、依頼者は当社に対して異議を申し立てることができるものとし、当社は当該異議の内容を確認の上、合理的な範囲で精算金額を調整することができるものとします。 13. 第9項に基づきキャンセル料が発生する場合における支払方法として、依頼者は、当社（当社が支払処理・受領権限を決済代行会社等へ委託した場合は、その委託先）に対し、第9項に定めるキャンセルの連絡時点をもって、第9項に定められたキャンセル料に、依頼者が当社に対して支払うべきサービス手数料であるキャンセル料の20%相当額の合計額を事前に登録したクレジットカードで支払うものとします。 14. 当社は、毎月1日から末日までの間に前項に基づき依頼者から受領した金額から、依頼者が当社に対して支払うべきサービス手数料としてキャンセル料の20%相当額を受領し、また、当該受領後の残額からシッターが当社に対して支払うべき紹介手数料としてキャンセル料の8%相当額を受領します。（以下現行のまま） 15. シッティングサービス契約成立後、シッターが当該契約をキャンセルする場合、当社が定める酌量すべきケースを除き、以下の罰則金を以下に規定する方法で支払うものとします。また、キャンセル回数が一定期間に当社が定める回数を超えた場合又は支払期限までに罰則金の支払がなされない場合、当該シッターの登録を削除します。なお、以下各号において、キャンセルの連絡時点は、シッターが本サービス上のキャンセル機能を用いてキャンセル手続を完了し、当社のサーバーに当該手続の完了が記録された時刻をもって、シッターが依頼者に対してキャンセルの意思を通知した時点とします。ただし、本サービスのシステム障害その他シッターの責めに帰することができない事由により本サービス上のキャンセル機能を利用できない場合は、シッターは、当社所定の問い合わせ先に連絡する方法によりキャンセルの意思を通知することができるものとし、この場合のキャンセルの連絡時点は、当社が当該連絡を受領した時点とします。 ① シッティングサービスの提供開始予定日から起算して前々日の19時より前にキャンセルの連絡をした場合は、無料 ② シッティングサービスの提供開始予定日から起算して前々日の19時以降前日19時より前にキャンセルの連絡をした場合は、5000円 ③ シッティングサービスの提供開始予定日から起算して前日19時以降シッティングサービス提供開始予定時刻より前にキャンセルの連絡をした場合は、10000円 ④ シッティングサービスの提供開始予定時刻より前に連絡なくキャンセルする場合（その後にキャンセルの連絡があったか否かを問いません）は、30000円 16. 前項に基づき罰則金が発生する場合において、当社は前項に定めるキャンセルの連絡時点の後速やかにシッターに対して罰則金の請求書を発行し、シッターは請求書の受領後3営業日（当社の営業日をいいます。土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除きます。）以内に請

現行	改訂
	求書の記載に従い罰則金を当社が指定する口座に振り込むものとします。振込手数料はシッターの負担とします。 17. 第7条第4項から第11項までの規定は本条に準用するものとします。 <変更点> ・ 第2項 契約成立の手順を2類型（①見積提示・依頼者承認型／②見積省略・シッター承諾型）に整理して各号で規定 ・ 第3項（新設） 契約成立時点を「当社のサーバーに承認操作／承諾操作が記録された時点（予約確定時）」と定義し、メッセージツールその他の事前のやり取りは申込み・承諾を構成しないことを明記 ・ 第4項（新設） 予約確定前のメッセージツールによる条件協議は可能であるが、申込み・承諾を構成しないことを明記 ・ 第5項 現行第2項なお書き（メッセージツールの目的・内容確認）を独立の項として整理 ・ 第6項 現行第3項。引用の修正（第5条第8項→第5条第11項） ・ 第7項 現行第4項（内容は現行のまま） ・ 第8項 現行第5項。引用の修正（第21条→第22条） ・ 第9項 キャンセルの連絡時点を「本サービス上のキャンセル機能によるキャンセル手続の完了がサーバーに記録された時刻」に一元化し、システム障害等の場合の代替手段（当社所定の問い合わせ先への連絡）とその到達時点を規定 ・ 第9項各号 基準日を「提供予定日」→「提供開始予定日」に統一。時刻の境界を「19時まで」→「19時より前」に修正して区分の重複・空白を解消。第3号は「連絡がなかった場合」から「前日19時以降にキャンセルの連絡をした場合（連絡がなかった場合を含む）」に整理。「キャンセル代」→「キャンセル料」に用語統一 ・ 第10項～第12項（新設） おでかけサポートに係るキャンセル時の立替経費（入場券・チケット等の実費）の負担、精算手順（シッターによる金額・証憑の入力→依頼者による確認・決済→精算完了）、及びキャンセル時期を問わず依頼者が全額負担すること、依頼者の異議申立てと当社による精算額の調整を規定 ・ 第13項 現行第7項。支払時点を「キャンセルが確定した時点」→「第9項に定めるキャンセルの連絡時点」に明確化 ・ 第14項 現行第8項。「毎月末日までに」→「毎月1日から末日までの間に」と対象期間を明確化 ・ 第15項 現行第9項。シッターのキャンセルについても第9項と同様に連絡時点の定義を整備 ・ 第15項各号 時刻の境界を「～まで」→「～より前」に修正 ・ 第16項 現行第10項。請求書発行時期を「キャンセル確定後」→「前項に定めるキャンセルの連絡時点の後速やかに」に明確化し、「3営業日」の定義（当社の営業日／土日祝を除く）を追加 ・ 第17項 現行第11項。準用範囲を第7条第4項から第10項→第11項までに修正
第7条（シッティングサービス利用料）第2項・第3項・第10項	
2. 依頼者は、当社又は再委託先に対し、前項の合計額を、シッティングサービスの提供終了時に、事前に登録したクレジットカードで支払うものとします。 3. 当社は、毎月末日までに依頼者から受領した金額から、第1項で定める依頼者が当社に対して支払うべきサービス手数料及びシッターが当社に対して支払うべきサービス手数料としてシッティングサービス利用料の8%相当額を控除した金額を、その翌月15日（15日が土・日・祝日の場合は、その前営業日の振込とします。）までに、シッターが指定する口座に振込み、支払うものとします。	2. 依頼者は、当社又は再委託先に対し、前項の合計額を、シッターが本サービス上でシッティングサービスの完了報告を行い当社のサーバーに当該報告が記録された時点（以下「サービス完了時」といいます。）に、事前に登録したクレジットカードにより支払うものとします。シッターがシッティングサービスの提供終了後相当の期間内に完了報告を行わない場合は、当社はシッターに対して完了報告を行うよう催告するものとします。当社の催告にもかかわらずシッターが完了報告を行わない場合は、シッティングサービス契約で定められた提供終了予定時刻をもってサービス完了時とみなし、依

現行	改訂
10. 当社が有効な振込先口座を指定するようシッターに通知したにもかかわらず、シッターがかかる通知後 6 カ月以内に有効な振込先口座を指定しない場合、シッターのシッティングサービス利用料にかかる債権は放棄されたものとみなします。同様に、前項の定めに従って当社が依頼者に対してサービス手数料を返金するに際して、当社が有効な振込先口座を指定するよう依頼者に通知したにもかかわらず、依頼者がかかる通知後 6 カ月以内に有効な振込先口座を指定しない場合、依頼者への返金にかかる債権は放棄されたものとみなします。	依頼者は、シッティングサービス契約で定められたシッティングサービス利用料、サービス手数料及び予約確定時に申請のあった諸費用の合計額を支払うものとします。この場合において、事前に登録したクレジットカードによる決済ができないときは、当社が依頼者に対して別途通知する方法（銀行振込等を含む。）により支払うものとします。 3. 当社は、毎月 1 日から末日までの間に依頼者から受領した金額から、第 1 項で定める依頼者が当社に対して支払うべきサービス手数料及びシッターが当社に対して支払うべきサービス手数料としてシッティングサービス利用料の 8%相当額を控除した金額を、その翌月 15 日（15 日が土・日・祝日の場合は、その前営業日の振込とします。）までに、シッターが指定する口座に振込み、支払うものとします。 10. 当社が有効な振込先口座を指定するようシッターに通知したにもかかわらず、シッターが当該通知が第 15 条（通知）の定めに従いシッターに到達したものとみなされた日から 6 カ月以内に有効な振込先口座を指定しない場合、シッターのシッティングサービス利用料にかかる債権は放棄されたものとみなします。同様に、前項の定めに従って当社が依頼者に対してサービス手数料を返金するに際して、当社が有効な振込先口座を指定するよう依頼者に通知したにもかかわらず、依頼者が当該通知が第 15 条（通知）の定めに従い依頼者に到達したものとみなされた日から 6 カ月以内に有効な振込先口座を指定しない場合、依頼者への返金にかかる債権は放棄されたものとみなします。 ＜変更点＞ - 第 2 項 決済時点を「シッティングサービスの提供終了時」から「シッターの完了報告がサーバーに記録された時点（サービス完了時）」に変更。あわせて、シッターが相当期間内に完了報告を行わない場合の催告手続、催告後も報告がない場合は契約上の提供終了予定時刻をサービス完了時とみなして契約記載額を支払うこと、及びクレジットカード決済ができない場合の代替支払方法（銀行振込等）を新設 - 第 3 項 「毎月末日までに」→「毎月 1 日から末日までの間に」と対象期間を明確化 - 第 10 項 起算点を「かかる通知後」から「当該通知が第 15 条（通知）の定めに従い到達したものとみなされた日」に変更（新設の第 15 条（通知）と整合）
第 9 条（ユーザーの責任）第 4 項第 18 号	
⑩ シッティングする子供の生命、身体または健康に健康に危害を及ぼすおそれのある行為、または安全管理を著しく怠る行為（入浴、睡眠、食事等の際の見守りや、緊急時の連絡対応を適切に行わないことを含みますが、これらに限られません。）	⑩ シッティングする子供の生命、身体または健康に危害を及ぼすおそれのある行為、または安全管理を著しく怠る行為（入浴、睡眠、食事等の際の見守りや、緊急時の連絡対応を適切に行わないことを含みますが、これらに限られません。） ＜変更点＞ 誤記修正（「健康に健康に危害を及ぼす」→「健康に危害を及ぼす」。重複した「健康に」を削除）
第 9 条（ユーザーの責任）第 10 項	
10. シッターは、シッティング契約を結んだ時点で、当社加入の賠償責任保険に加入したことに同意したものとします。	10. シッターは、シッティングサービス契約を結んだ時点で、当社加入の賠償責任保険に加入したことに同意したものとします。 ＜変更点＞ 用語の統一（「シッティング契約」→「シッティングサービス契約」）
第 13 条（サービスの停止、登録削除）第 2 項	

現行	改訂
2. ユーザーは、本サービスからの登録を削除し、退会を希望する場合、第 21 条に定められる問い合わせ先より当社に連絡し、当社の定める方法に基づき本サービスからの登録の削除を行ったうえ、退会することができます。	2. ユーザーは、本サービスからの登録を削除し、退会を希望する場合、 第 22 条 に定められる問い合わせ先より当社に連絡し、当社の定める方法に基づき本サービスからの登録の削除を行ったうえ、退会することができます。 <変更点> 第 15 条（通知）新設に伴う引用条項の修正（第 21 条→第 22 条）
第 13 条（サービスの停止、登録削除）第 3 項各号	
（①～⑪は改定なし） ⑫ 当社、他のユーザー、アプリストア運営者その他の第三者に損害を生じさせるおそれのある目的又は方法で本サービスを利用した、又は利用しようとした場合 ⑬ アプリストア規約等（各アプリストア運営者がアプリストアの利用に関して定める規約、ガイドラインその他のルールを意味します。以下同じ。）に違反したことその他の理由によって、ユーザーがアプリストア運営者から、そのサービスの提供や連携を受けられなくなった場合 ⑭ ユーザーは、本サービスの利用料をシッターがユーザーに対して決済依頼があった時から原則 24 時間以内に決済しなければならないが、当該決済依頼があった日から 14 日以上決済がない場合 ⑮ その他、当社がユーザーとしての登録の継続を適当でないと判断した場合	（①～⑪は現行のまま） （現行⑫を削除） ⑫ アプリストア規約等（各アプリストア運営者がアプリストアの利用に関して定める規約、ガイドラインその他のルールを意味します。以下同じ。）に違反したことその他の理由によって、ユーザーがアプリストア運営者から、そのサービスの提供や連携を受けられなくなった場合（現行⑬のまま） ⑬ 依頼者が、シッターによる完了報告が本サービス上に表示された後、速やかに（原則として 24 時間以内に）第 7 条 2 項に基づく決済操作を完了しない場合であって、かつ、当社が依頼者に対して決済を求める通知を行った日から 14 日以内に当該決済操作が完了しないとき ⑭ その他、当社がユーザーとしての登録の継続を適当でないと判断した場合（現行⑮のまま） <変更点> - 現行第 12 号を削除（第 3 号と同一内容の重複規定であったため） - 現行第 14 号（決済遅延）を、第 7 条第 2 項の改定（完了報告→決済）に合わせて書き換え。主体を「依頼者」と明示し、起算点を「シッターによる完了報告が本サービス上に表示された後」、当社の決済督促通知の日から 14 日以内に決済操作が完了しないときを要件として整理 - 上記削除に伴い、現行第 13 号～第 15 号を第 12 号～第 14 号に繰り上げ
第 14 条（本サービスの変更、終了等）第 1 項～第 5 項	
1. 当社は、本利用規約を、ユーザーに事前通知することなく変更することができます。変更後の本利用規約は、別途定める場合を除いて、本サイト上に表示された時点より効力を生じるものとします。ユーザーが、本利用規約の変更後に本サイト若しくは本サービスを利用したとき又は当社の定める期間内に登録削除の手続をとらなかった場合には、当該変更同意したものみなされ、変更後の本利用規約が適用されるものとします。 2. 当社は、当社が必要と判断した場合には、ユーザーに通知することなく、いつでも本サイト又は本サービスを変更、停止、中止又は終了することができるものとし、これらにより、ユーザー又は第三者に生じた不利益又は損害について、一切責任を負わないものとします。 3. 本サイト又は本サービスが変更、停止、中止又は終了した場合であっても、これらの事象が生じる前にユーザー間で有効に成立したシッティングサービス契約は何ら影響を受けないものとし、ユーザーは、当社の指示に従って、シッティングサービス利用料の支払い等を行うものとします。	1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本利用規約を変更することができます。 ① 本利用規約の変更が、ユーザーの一般の利益に適合するとき ② 本利用規約の変更が、本サービスの利用に係る契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。 2. 当社は、前項の規定により本利用規約を変更するときは、変更の効力発生日を定め、かつ、本利用規約を変更する旨、変更後の本利用規約の内容及びその効力発生日を、効力発生日までに、本サイト上への掲示、本サービス上の通知機能又は登録されたメールアドレスへの電子メールの送信その他適切な方法により周知するものとします。 3. 前項の周知にもかかわらず、ユーザーが、本利用規約の変更後に本サイト若しくは本サービスを利用したとき又は当社の定める期間内に登録削除の手続をとらなかった場合には、当該変更同意したものみなされ、変更後の本利用規約が適用されるものとします。 4. 当社は、当社が必要と判断した場合には、ユーザーに通知することなく、いつでも本サイト又は本サービスを変更、停

現行	改訂
	止、中止又は終了することができるものとし、これらにより、ユーザー又は第三者に生じた不利益又は損害について、一切責任を負わないものとします。（現行第2項のまま） 5. 本サイト又は本サービスが変更、停止、中止又は終了した場合であっても、これらの事象が生じる前にユーザー間で有効に成立したシッティングサービス契約は何ら影響を受けないものとし、ユーザーは、当社の指示に従って、シッティングサービス利用料の支払い等を行うものとします。（現行第3項のまま） ＜変更点＞ - 第1項 「事前通知することなく変更することができる」旨の規定を改め、定型約款の変更に係る民法第548条の4の要件（①ユーザーの一般の利益に適合するとき、②契約の目的に反せず、変更の必要性・変更後の内容の相当性その他の事情に照らして合理的であるとき）を各号として規定 - 第2項（新設） 変更の効力発生日を定め、変更の旨・変更後の内容・効力発生日を効力発生日までに周知する手続（本サイト掲示、通知機能、電子メール等）を規定 - 第3項 現行第1項後段のみなし同意規定を維持しつつ、「前項の周知にもかかわらず」との文言を追加 - 第4項・第5項 現行第2項・第3項を項番号のみ繰り下げ（内容は現行のまま）
第15条（通知）【新設】	
（対応する条文なし。新設）	第15条 （通知） 1. 当社からユーザーへの通知は、本サービス上の通知機能、ユーザーが登録したメールアドレスへの電子メールの送信、本サイト上への掲示その他当社が適当と認める方法により行うものとします。 2. 前項の通知が本サービス上の通知機能又は電子メールにより行われた場合は、当社が当該通知を発信した時点をもって、ユーザーに到達したものとみなします。本サイト上への掲示により行われた場合は、当該掲示がなされた時点をもって、ユーザーに到達したものとみなします。 3. ユーザーは、登録したメールアドレスその他の連絡先情報を常に最新かつ有効な状態に維持するものとし、連絡先情報の不備又は変更の届出の懈怠により当社からの通知を受領できなかった場合であっても、当該通知は通常到達すべきであった時に到達したものとみなします。 ＜変更点＞ - 当社からユーザーへの通知方法及び到達時期に関する規定を新設（第7条第10項、第14条第2項等の起算点を明確にするため） - 第1項 通知方法（通知機能・電子メール・本サイト掲示その他当社が適当と認める方法） - 第2項 到達時期（通知機能・電子メールは発信時点、本サイト掲示は掲示時点）のみなし規定 - 第3項 ユーザーの連絡先情報の維持義務、及び連絡先の不備等により通知を受領できなかった場合の到達みなし規定
第15条～第21条（条番号の繰り下げ）	
第15条 第三者との紛争 第16条 免責 第17条 本利用規約の譲渡等 第18条 有効期間 第19条 存続規定	第16条 第三者との紛争 第17条 免責 第18条 本利用規約の譲渡等 第19条 有効期間（内容も改定。下記参照） 第20条 存続規定（内容も改定。下記参照）

現行	改訂
第20条 準拠法と裁判管轄 第21条 問い合わせ先	第21条 準拠法と裁判管轄 第22条 問い合わせ先 <変更点> - 第15条（通知）の新設に伴い、現行第15条以降の条番号を1条ずつ繰り下げ - 第16条（第三者との紛争）、第17条（免責）、第18条（本利用規約の譲渡等）、第21条（準拠法と裁判管轄）、第22条（問い合わせ先）は条番号のみの変更で、条文の内容は現行のまま
第18条→第19条（有効期間）	
第18条 有効期間 利用契約は、ユーザーについて第4条に基づく登録が完了した日に効力を生じ、当該ユーザーの登録が削除された日又は本サービスの提供が終了した日のいずれか早い日まで、当社とユーザーとの間で有効に存続するものとします。	第19条 有効期間 利用契約は、ユーザーについて第4条第2項に基づき当社が登録を承諾した日に効力を生じ、当該ユーザーの登録が削除された日又は本サービスの提供が終了した日のいずれか早い日まで、当社とユーザーとの間で有効に存続するものとします。 <変更点> - 条番号の繰り下げ（第18条→第19条） - 利用契約の効力発生日を「第4条に基づく登録が完了した日」から「第4条第2項に基づき当社が登録を承諾した日」に修正（利用契約の成立時期に関する第4条第2項の定めと整合）
第19条→第20条（存続規定）	
第19条 存続規定 第3条（本サービスの内容）第3項、第4条（登録）第7項及び第8項、第5条（シッティングサービス）第1項、第6条（シッティングサービス契約）第2項なお書き及び第5項から第8項まで、第7条（シッティングサービス利用料）、第8条（レビュー）第2項から第3項まで、第9条（ユーザーの責任）第3項から第8項まで及び第11項、第10条（知的財産等）、第11条（個人情報）、第13条（サービスの停止、登録削除）第1項及び第4項から第7項まで、第14条（本サービスの変更、終了等）第2項及び第3項、第15条（第三者との紛争）から第17条（本利用規約の譲渡等）まで、本条（存続規定）並びに第20条（準拠法と裁判管轄）の規定は利用契約の終了後も有効に存続するものとします。	第20条 存続規定 第3条（本サービスの内容）第3項、第4条（登録）第7項及び第8項、第5条（シッティングサービス）第1項、第6条（シッティングサービス契約）第3項なお書き及び第8項から第16項まで、第7条（シッティングサービス利用料）、第8条（レビュー）第2項から第3項まで、第9条（ユーザーの責任）第3項から第8項まで及び第11項、第10条（知的財産等）、第11条（個人情報）、第13条（サービスの停止、登録削除）第1項及び第4項から第7項まで、第14条（本サービスの変更、終了等）第4項及び第5項、第15条（通知）、第16条（第三者との紛争）から第18条（本利用規約の譲渡等）まで、本条（存続規定）並びに第21条（準拠法と裁判管轄）の規定は利用契約の終了後も有効に存続するものとします。 <変更点> - 条番号の繰り下げ（第19条→第20条） - 第6条の項番号繰り下げに伴う修正（第2項なお書き及び第5項から第8項まで→第3項なお書き及び第8項から第16項まで） - 第14条の項番号繰り下げに伴う修正（第2項及び第3項→第4項及び第5項） - 新設の第15条（通知）を存続規定の対象に追加 - 条番号の繰り下げに伴う修正（第15条から第17条まで→第16条から第18条まで、第20条→第21条）
改訂履歴（末尾）	
2026年6月22日改訂	2026年6月22日改訂 2026年9月〇日改訂 <変更点> - 今回の改訂日を追加

Ⅱ. プレミアムプランに係る特則

現行	改訂
第2条（本プランの内容）第3項	
3. 前項のシッター紹介及び日程調整の代行は、プラン加入者の便宜のために当社が行う補助的業務であり、当社は紹介したシッターの提供するシッティングサービスの内容・品質・結果について、シッターの故意又は重過失に当社が関与した場合を除き、責任を負わないものとします。	3. 前項のシッター紹介及び日程調整の代行は、プラン加入者の便宜のために当社が行う補助的業務であり、当社は紹介したシッターの提供するシッティングサービスの内容・品質・結果について、 当社の故意又は重過失による場合 を除き、責任を負わないものとします。 <変更点> ・ 免責の例外を、当社の帰責性を基準とする表現に修正（「シッターの故意又は重過失に当社が関与した場合」→「当社の故意又は重過失による場合」）。本特則第10条第1項第3号（当社の故意又は重過失による場合を除く）と整合
第4条（プラン料金・課金・更新）第2項	
2. プラン加入者は、プラン料金を、加入日を課金基準日として、月単位で支払うものとします。支払方法は、本利用規約第7条に準じます。	2. プラン加入者は、プラン料金を、月単位で支払うものとします。 初回の課金基準日は、第3条に基づく選考通過後に当社が初回のプラン料金の決済を完了した日（以下「加入日」といいます。）とし、翌月以降の課金基準日は、各月における加入日と同じ日（当該月に応当日がない場合は、当該月の末日）とします。 支払方法は、本利用規約第7条に準じます。 <変更点> ・ 「加入日」の定義（第3条の選考通過後に当社が初回のプラン料金の決済を完了した日）を明記 ・ 2か月目以降の課金基準日（各月の加入日と同じ日。応当日がない月は当該月の末日）を明記
第5条（プラン特典）第2項	
2. 前項に定める特典は、プラン加入期間中のみ有効であり、プラン解約時には未使用分を含めすべて失効するものとします。特典は譲渡、貸与、現金への換金その他これに類する行為を禁止します。	2. 前項に定める特典は、プラン加入期間中のみ有効であり、 第7条第2項に定める解約の効力発生日をもって未使用分を含めすべて失効するものとします。プラン加入者は、特典を第三者に譲渡し、貸与し、現金に換金し、その他これに類する行為をしてはならないものとします。 <変更点> ・ 特典の失効時点を「プラン解約時」から「第7条第2項に定める解約の効力発生日（解約手続完了日の属する課金月の末日）」に明確化 ・ 譲渡等の禁止を、プラン加入者の義務として規定する表現に修正
第6条（割引の適用と手数料の処理）第2項	
2. 本利用規約第6条第6項に定めるキャンセル料の計算基礎は、本特則に定める特典による割引を適用する前の金額とします。	2. 本利用規約第6条 第9項 に定めるキャンセル料の計算基礎は、本特則に定める特典による割引を適用する前の金額とします。 <変更点> ・ 本利用規約第6条の項番号繰り下げに伴う引用条項の修正（第6条第6項→第6条第9項）
第10条（免責）第2項	
2. 本プランに関する当社の責任は、本利用規約第16条の定めに加え、当該プラン加入者から当社が受領した直近3ヶ月分のプラン料金の合計額を上限とするものとします。	2. 本プランに関する当社の責任は、本利用規約 第17条 の定めに加え、当該プラン加入者から当社が受領した直近3ヶ月分のプラン料金の合計額を上限とするものとします。 <変更点> ・ 本利用規約の条番号繰り下げに伴う引用条項の修正（第16条（免責）→第17条（免責））

現行	改訂
改訂履歴（末尾）	
2026 年 5 月 1 日制定	2026 年 5 月 1 日制定 2026 年 9 月 9 日改訂 <変更点> - 今回の改訂日を追加